

## 【ドイツ】連邦データ保護法の全文改正—EU 規則等の国内法化—

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

\* 2018年5月25日、EU一般データ保護規則（GDPR）の適用に合わせ、ドイツでは、個人情報保護に関する「EUデータ保護適用法」（BGBl. I 2017 S.2097）が施行された。同法は、連邦データ保護法の全文改正と関連各法の改正を行う。

### 1 EU一般データ保護規則（GDPR）と各国独自の規定

EU域内での個人情報保護の統一的な実現を目指すEU一般データ保護規則（GDPR、本誌276-1号（2018年7月）pp.2-5参照）が、2018年5月25日に適用開始となった。GDPRは加盟各国に直接適用される「EU規則」だが、一定の事項について、加盟国が国内法によって独自に規定することを認めている。ドイツは、ナチスの秘密国家警察や東独のシュタージによる監視活動への反省から、厳格な個人情報保護法を既に整備しており、EUの個人情報保護法制が指令から規則に格上げされることによって、むしろこれまで保障されてきたデータ保護の枠組みが失われることを危惧する論説が連邦憲法裁判所の裁判官から発表されていたほどであった。しかし、各国による規定を認める条文（開放条文）が70条にも及び、各国の現行水準等に合致する国内法の規定が可能となったため、今後もその水準を維持できることとなった。<sup>1</sup>

### 2 ドイツにおけるEU規則等を適用する法律—EUデータ保護適用法—

ドイツは、GDPRの適用に関する法律を、加盟国で最も早く、2017年5月12日に制定した。「EU規則(EU)2016/679におけるデータ保護権に適合し、及びEU指令(EU)2016/680を適用するための法律（EUデータ保護適用法）」<sup>2</sup>は、個人情報保護について規定する幾つかの連邦法を包括的に改正する法律で、GDPRと同日に制定された警察司法分野の個人情報保護に関するEU指令（2016/680）<sup>3</sup>（警察司法データ保護指令）にも対応するものである。EUデータ保護適用法は、6月30日に連邦大統領による認証を得て、7月5日に公布された<sup>4</sup>。

全8条（Artikel）から成る条項法<sup>5</sup>である同法は、第1条で連邦データ保護法の全文を新たな法文として制定し<sup>6</sup>、第2条から第7条で個人情報保護に関連する各法を改正する。第2条は連

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年6月11日である。

<sup>1</sup> 杉本武重「加盟国法を踏まえたデータ保護コンプライアンスを」『ジェトロセンサー』2017.10, pp.58-60. <[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/biz/special/2017/37d786f4de44651c/11.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/biz/special/2017/37d786f4de44651c/11.pdf)>; 鷺澤純「EU加盟各国で整備が進む個人情報保護法—GDPR施行開始に向けて—」2018.2.20. Jetroウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/bef14bc82cad6929.html>>; クリスチャン・ゲミン（藤原静雄訳）「ヨーロッパデータ保護一般規則」『自治研究』93(3), 2017.3, pp.3-23; 株式会社ITリサーチ・アート「第2部 第2 ドイツ」『EU各国における個人情報保護制度に関する調査研究報告書』2018.3.29, pp.33-51. 総務省HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000545719.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000545719.pdf)>

<sup>2</sup> Gesetz zur Anpassung des Datenschutzrechts an die Verordnung (EU) 2016/679 und zur Umsetzung der Richtlinie (EU) 2016/680 (Datenschutz-Anpassungs- und -Umsetzungsgesetz EU) vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S. 2097).

<sup>3</sup> Directive (EU) 2016/680, OJ L 119, 2016.5.4, pp.89-131.

<sup>4</sup> „Basisinformationen über den Vorgang; Datenschutz-Anpassungs- und -Umsetzungsgesetz EU“ DIP website <<http://dip.bt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/796/79680.html>>

<sup>5</sup> 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

<sup>6</sup> Bundesdatenschutzgesetz (BDSG) vom 30. Juni 2017 (BGBl. I S.2097)

邦憲法擁護法<sup>7</sup>を、第3条は軍事防諜法<sup>8</sup>を、第4条は連邦情報庁法<sup>9</sup>を、第5条は安全性審査法<sup>10</sup>を、第6条はいわゆる第10条法<sup>11</sup>を、第7条は現行の連邦データ保護法<sup>12</sup>を改正し、第8条は施行について規定する。施行日は、第7条のみ公布の翌日（2017年7月6日）で、その他はGDPRの適用が開始される2018年5月25日である。

### 3 新たな連邦データ保護法の概要

EU データ保護適用法第1条で制定された新たな連邦データ保護法は、全4章85か条から成る。第1章「総則」は全6目21か条（第1条～第21条）、第2章「EU規則(2016/679)の第2条に規定する目的のためのデータ処理に関する実施規定」は全6目23か条（第22条～第44条）、第3章「EU指令(2016/680)の第1条第1項に規定する目的のためのデータ処理に関する規定」は全7目40か条（第45条～第84条）、第4章「EU規則(2016/679)及びEU指令(2016/680)の適用領域以外の活動についてのデータ処理に関する特別な規定」は1か条（第85条）である。

これまでの連邦データ保護法と同様、連邦の公的機関及び州法が適用されない活動を行う州の公的機関並びに個人データの処理を行う非公的機関（民間の事業者）に適用される。

### 4 新たな連邦データ保護法の主な内容

第1章「総則」は、EU規則及び指令の適用範囲外のデータ処理、例えば、国家安全保障分野におけるデータ処理にも適用される一般的な規定である。ここには、データ処理及びビデオ監視、公的機関のデータ保護責任者、連邦データ保護・情報自由受託者<sup>13</sup>の任務や権限等、欧州データ保護委員会のドイツ代表に関する規定等が置かれている。<sup>14</sup>

第2章には、GDPRを補完する規定として、特別なカテゴリーの個人データの処理、他の目的のための更なる処理、公的機関によるデータ送信等に関する規定が置かれている。また、当事者の権利及びGDPR違反に対する罰則手続の規定が置かれている。

第3章は、警察司法データ保護指令の実施に関する部分である。一般的なデータ処理の規制に加えて、特に、当事者の権利、データ管理者の義務及び第三国へのデータ送信に関する規定が置かれている。

第4章は、EU規制及び指令が適用されないデータ処理について、規定している。

<sup>7</sup> Bundesverfassungsschutzgesetz vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2970)

<sup>8</sup> MAD-Gesetz vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2977)

<sup>9</sup> BND-Gesetz vom 20. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2954, 2979); 渡辺富久子「ドイツの連邦情報庁法—対外情報機関の活動の法的根拠—」『外国の立法』No.275, 2018.3, pp.55-80. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11052072\\_po\\_02750005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11052072_po_02750005.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)

<sup>10</sup> Sicherheitsüberprüfungsgesetz vom 20. April 1994 (BGBl. I S. 867). 連邦の情報機関及び公的機関並びに民間の生活上及び防衛上重要な施設において機密情報を取り扱う職員の身元審査について、要件及び手続を定める法律である。

<sup>11</sup> Artikel 10-Gesetz vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1254, 2298; 2007 I S. 154). 基本法第10条で規定する基本権「信書、郵便及び通信の秘密」の情報機関による制限措置について、要件及び監視等を定める法律である。

<sup>12</sup> Bundesdatenschutzgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 14. Januar 2003 (BGBl. I S. 66)

<sup>13</sup> 連邦データ保護・情報自由受託者 (Bundesbeauftragter für den Datenschutz und die Informationsfreiheit: BfDI) は行政官庁の監督を受けない連邦最上級官庁で、連邦政府の提案を受けて、連邦議会により選任され、連邦議会による統制を受ける。渡辺富久子「ドイツにおけるテロ防止のための情報収集」『外国の立法』No.269, 2016.9, p.33. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10193087\\_po\\_02690003.pdf?contentNo=1>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10193087_po_02690003.pdf?contentNo=1>)

<sup>14</sup> Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat, *Neukonzeption des Bundesdatenschutzgesetzes*. 2018. <<https://www.bmi.bund.de/DE/themen/it-und-digitalpolitik/datenpolitik/bundesdatenschutzgesetz/bundesdatenschutzgesetz-node.html>>; 株式会社 IT リサーチ・アート 前掲注(1)